

(新)

高知県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱

第1～第2 (略)

第3 定義及び対象医療

1～5 (略)

6 本事業による給付の対象となる医療は、次のいずれかの医療（(1)については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の24月以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院及び外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療、肝がん外来関係医療及び肝がん・重度肝硬変合算関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に1月以上ある場合であって、第3の7で定める指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。

(以下略)

7 (略)

第4 (略)

(旧)

高知県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱

第1～第2 (略)

第3 定義及び対象医療

1～5 (略)

6 本事業による給付の対象となる医療は、次のいずれかの医療（(1)については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の24月以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に1月以上ある場合であって、第3の7で定める指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。 (以下略)

7 (略)

第4 (略)

第5 事業の実施方法

1 事業の実施

(1) ～ (2) (略)

(3) 知事は、第3の6に定める対象医療について、(1)の規定により本事業を実施する場合以外の場合は、対象患者に対し、同じ月における医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が1万円以下である場合を除き、高療自己負担月額と1万円との差額を助成することにより本事業を実施するものとする。ただし、毎年8月から翌年7月までの間において、高療自己負担月額 （本事業により助成される場合にあつては、高療自己負担月額の合算額から当該助成される額を控除した額） の合算額が下表の年間上限額を超える部分に対しては、助成しない。

第5 事業の実施方法

1 事業の実施

(1) ～ (2) (略)

(3) 知事は、第3の6に定める対象医療について、(1)の規定により本事業を実施する場合以外の場合は、対象患者に対し、同じ月における医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合算額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」という。）が1万円以下である場合を除き、高療自己負担月額と1万円との差額を助成することにより本事業を実施するものとする。ただし、70歳以上の対象患者のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給の対象となる者については、毎年8月から翌年7月までの間において、高療自己負担月額 （肝がん外来関係医療に係るものに限る。） の合算額が 14万4千円 を超える部分に対しては、助成しない。

年齢区分	適用区分	年間上限額	がん外来関係医療に係るものに限った場合
70 歳未満	エ	530,000	—
		410,000（※3）	—
	オ	290,000	—
70 歳以上 75 歳未満	Ⅲ（一般）	530,000	216,000
		410,000（※3）	
	Ⅱ（低所得Ⅱ）	290,000	96,000
	Ⅰ（低所得Ⅰ）	180,000	—
75 歳以上 （※2）	Ⅲ（一般）	530,000	216,000
		410,000（※3）	
	Ⅱ（低所得Ⅱ）	290,000	96,000
	Ⅰ（低所得Ⅰ）	180,000	—

（※1）健康保険限度額適用認定証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等に記載されている適用区分

（※2）65 歳以上 75 歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、一部負担金の割合が 1 割又は 2 割とされている者を含む

（※3）所得区分「～約 200 万円（標準報酬：～15 万円）」に該当することが確認できた者は、年間上限 41 万円が適用され令和 9 年 8 月移行に償還払いされる。

(4) ～ (5) (略) 2 (略) 第6 ～ 第19 (略) 附 則 <u>この要綱の一部改正は、令和8年8月14日から適用する。</u>	(4) ～ (5) (略) 2 (略) 第6 ～ 第19 (略) 附 則 この要綱の一部改正は、令和8年3月19日から施行し、令和8年3月1日から適用する。
--	---

